

2021年3月23日

株式会社東京久栄 新型コロナウイルス感染症への対策について（その9）

株式会社東京久栄
代表取締役社長 高月 邦夫

当社では新型コロナウイルスの感染への予防策、防止策につきましては、2020年2月26日の感染予防対策をホームページに掲載して以来、政府の取組などにより第8版まで改定して皆様に告示してまいりました。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、令和3年1月7日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出されましたが、緊急事態措置を実施すべき期間とされている同年3月21日をもって緊急事態措置が終了する旨が公示されました。

当社におきましては、緊急事態措置が終了されましたが、3月18日に変更されました「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に沿って、事業継続ならびに当社を支える従業員の安全確保及び社会での感染拡大を防止する行動を継続いたします。同時にお取引先へ安定したサービスを提供すべく努めますが、一部の点で不都合やご迷惑をお掛けする場合もあるかもしれません。このような状況にご理解を頂きたく宜しくお願い申し上げます。

文末になりましたが、日々危険と隣り合わせで働いておられる医療関係者の皆様、更に関係各署の方々には心より感謝申し上げます。

以上